

自然環境保全地域等の選定基準

熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号。以下「条例」という。）第11条（自然環境保全地域の指定）第19条（緑地環境保全地域の指定）及び第23条（郷土修景美化地域の指定）の規定に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域（以下「保全地域等」という。）の指定のための候補地は次の要件を具備するものを選定する。

第1 土地

保全地域等の候補地は、国有地・公有地・社寺有地・私有地等で、所有権等の諸権利を有する関係者の同意が得られること。

第2 産業

保全地域等の候補地は、地域住民の農業・林業及び水産業などの生業の安定、その他公益に著しい支障を及ぼさないこと。

第3 地域の決定

保全地域等の候補地は、原則として一つの区域とし、二つ以上の候補地が近接し、かつ、両者の評価が概ね等しい場合には、二つ以上の候補地を併せて一つの区域とすること。

第4 区域の範囲

1 自然環境保全地域

選定の条件 自然環境 保全地域	対 象	面 積
条例第11条第1項第1号の区域 高山性植生又は亜高山性植生の森林・草原	(1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林で、希少価値の高いもの又は学術上貴重な価値を有するもの (2) 高山性植生又は亜高山性植生を有する草原で、規模・美感・雄大性・変化度・原始性等自然景観がすぐれているもの	おおむね 100畝以上
条例第11条第1項第2号の区域 すぐれた天然林	(1) 原生林の林相を有する森林 (2) 樹齢75年を超える二次林の面積が大部分を占める区域で、その植生が学術上重要な意義を有するもの又はその植生がいった	おおむね 10畝以上

選定の条件 自然環境 保全地域	対 象	面 積
	ん破壊されると、その回復が不可能若しくは困難なもの	
条例第11条第1項第3号の区域 地形・地質が特異な自然現象	地形・植生・自然現象等の総合的な自然環境又は特異な自然環境が雄大性、変化に富んでいるもの	おおむね 2畝以上
条例第11条第1項第4号の区域 海岸、湖沼、湿原又は河川	(1) 学術的価値のある動植物が繁殖し、自然環境と調和しているもの (2) 海岸、湖沼、湿原又は河川で、特にすぐれた自然環境を有するもの (3) その他上記(1)及び(2)の区域を含み又はこれに接続し、当該自然環境の保全を維持するために必要なもの	おおむね 1畝以上
条例第11条第1項第5号の区域 植物の自生地、野生動物の生息地、その他自然環境の保全や学術上重要な区域	(1) 植物の自生地 植物の生育・生息状態において、希少価値の高いもの又は学術上貴重な意義を有するもの (2) 野生動物の生息地、繁殖地又は渡来地 野生動物の生息状態において希少価値の高いもの又は学術上貴重な意義を有するもの (3) すぐれた人工林 人工林のうち、樹齢が特に高いもの、林相に特徴があるものなど特異な自然性に富んでいるもの (4) 自然環境保全地域に指定することにより	おおむね 1畝以上

選定の条件 自然環境 保全地域	対 象	面 積
	当該地域の原型の自然に推移することが予測される二次林	

次に掲げる区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

- 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域
- 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び県立自然公園

## 2 緑地環境保全地域

選定の条件 緑地環 境保全地域	対 象	面 積
条例第19条第1項の区域 樹林地、池沼、丘陵、河川、海岸など良好な生活環境を形成しているの区域	(1) 人工密集地域及びその周辺地域で、樹林地、池沼、丘陵、河川、海岸及びこれらの回りの土地が、単独若しくは一体となって良好な生活環境を形成している緑地の区域 (2) 市街地、集落地及びその周辺で、古墳、城跡、社寺若しくは伝承などの歴史的、文化的な背景が樹林と一体となり、あわせて環境保全にも役立っている緑地の区域	おおむね1畝以上（池沼を含む。）

次に掲げる区域は、緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする。

- 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域
- 条例第11条第1項に規定する自然環境保全地域
- 自然公園法第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び県立自然公園
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区
- 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第3条第1項に規定する緑地保

全地区（H.7.7号現在、指定地区なし。）

## 3 郷土修景美化地域

選定の条件 郷土修 景美化地域	対 象	面 積
条例第23条第1項第1号の区域 木竹等積極的に植栽し、修景美化のため緑地の造成を図る	樹木、草花等を積極的に植栽し、修景美化のため緑地の造成を図ることが必要な区域	おおむね1畝以上 道路の沿線はおおむね1km以上
条例第23条第1項第2号の区域 眺望にすぐれた歴史的遺産と一体となって自然環境を形成し、緑地の保全を図る。	道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で、同法第3条第1項に規定するものをいう。）の路側（路肩及び法面を含む。）であって、風景地との調和、郷土の修景美化又は良好な自然環境保全等の観点から、積極的に修景美化の必要が認められる区域	道路の片側について幅50mを超えない範囲

次に掲げる区域は、郷土修景美化地域の区域に含まれないものとする。

- 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域
- 条例第11条第1項に規定する自然環境保全地域及び同条例第19条第1項に規定する緑地環境保全地域